

「国と地方の協議」(平成28年春)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的な内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解						指定自治体の回答		内閣府整理		
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1:指定自治体の提案と併合特区で実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して実施 C:代替案の提示 D:現行法令等で対応可能 E:対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が検討						【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他		【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令改正等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令改正等の措置を行う方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの		
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント
アジアヘッド クォーター特区	28101	社会人向け大学(院) サテライト教室に関する 用途規制緩和	オフィスビル内に設置される社会人を対象 に開設される大学・大学院のサテライト教室 については、一律に学校教育法上の学校とし て建築基準法上の教室扱いとせず内容につ いてはオフィス同様であるため事務室扱いと してはよい。	近年、キャリアアップのために大 学院等へ通う社会人が増加しており、 社会人学生の通学利便性が高い 場所へのサテライト教室設置が 円滑化されることで、社会人のスキ ルアップ、高度専門人材の育成に 寄与することが期待される。 また、用途変更時の手続きが迅速 化されることによりストック活用が推 進されることが期待される。	1回目 2回目	国土交通省	住宅局建築 指導課	建築基準法 第87条(用途変更)等 第88条の25(大臣認 定)施行令第129条(附 避難安全検証)、129条 の2(全館避難安全検証)	D	-	-	■建築基準法第87条(用途変更)等 建築物について、用途ごとに安全性等に関する最 低基準を定めており、その用途に応じた技術基準 に適合させなければならない。 ■建築基準法第88条の25(大臣認定)、建築基準 法施行令第129条(附避難安全検証)、129条の2 (全館避難安全検証) 火災により人命が失われることのないようにする ため、建築物に設ける廊下の幅等を基準に定める 仕様(適合させない場合には、火災が発生した際 に、火災により発生した煙またはガスが避難支 障のある高さまで降下する前に避難が完了するこ とを検証することを求める。) 定められた検証方法もしくは特殊な検証方法(大 臣認定)により検証する。	a	平成28年春「国と地方の協議」実務者打合せにおいて関係者間で 合意した内容であるため了解。国土交通省の検討に資するよう、事 業者と連携し具体的な支障事例を把握し、お示しできるよう努める。	国土交通省の見解について自治体は了解しているため、協議を終了する。 自治体は、具体的な支障事例が生じると見込まれる場合は国土交通省へ相談すると ともに、国土交通省は、自治体から相談があった際には適切に応じられたい。	iv
とやま地域共生 型福祉推進特区	28103	認知症対応型共同生 活介護利用者の居宅 サービス利用	住み慣れた身近な地域にあるグループホ ームで高齢者が安心して暮らし続けるため、外 部から居宅サービスの提供を受ける必要が ある場合に、認知症対応型共同生活介護事 業者がその費用を負担しなければならぬ現 行制度を見直し、福祉用具貸与や訪問看護 などの利用を認め、介護報酬の対象とするこ と。 入居者の居宅サービスの利用が難しいの であれば、入居者の状態の変化(重度化、医療 的ケアの必要など)に対して、事業者の負担 で個別に福祉用具貸与や訪問看護が提供で きる新たなサービス体制を整える事業所に対 して個別加算する仕組みを構築すること。 これにより、グループホームでのサービスが 多様化し、入居者は状態の変化に応じた適切 なサービスを受けることができるようになり、 ひいては、地域包括ケアの理念にも合致し、 総合特区の目的である地域共生型社会の実 現に寄与するものとする。	高齢者が身近な地域で生活を継 続するためには、多様なサービス の提供・展開が必要である。 認知症対応型グループホームに おいて、入居者のニーズに応じてき め細かくサービスを提供できるよう 環境を整備することが課題解決に 資するものとする。	1回目 2回目	厚生労働省	老健局総務 課認知症推 進室	指定地域密着型サー ビスの事業者の人員、設備 及び運営に関する基準 (省令)第99条第2項 指定地域密着型サー ビスに関する基準(厚 生労働省告示)別表 (指定地域密着型サー ビス介護給付費単位数 表)の5	F	-	-	認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用 者に対して、利用者の負担により、当該共同生活 住居における介護従事者以外の者による介護を 受けさせてはならない。 本件については、加算の水準がどうあるべきかについて、医療機関 との連携等も含めたグループホームに必要な役割や機能を踏まえつ て、次期介護報酬改定(平成30年度)を見据えて介護給付費分科会 において議論がなされていくものと考えている。	d	・高齢者が身近な地域で生活を継続するためには、多様な サービスの提供・展開が必要ことから、本県は、認知症対応 型共同生活介護(グループホーム)において、入居者のニーズ に応じてきめ細かくサービスを提供できるような環境を整備す べきと提案しているところである。 ・平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業による事 業者へのアンケート調査では、福祉用具の提供について、現 行の介護報酬制度の下で「ニーズに応じた福祉用具の提供が できていると思う」と回答した事業者が7割あった一方、3割の 事業者は「個人の容態、ニーズに応じた福祉用具の提供がで きていない」と回答している。 ・医療ニーズへの対応については、4年前との状態比較にお いて、約5割のグループホームで医療ニーズがある利用者が 増加傾向にあるとの回答があった一方で、回答者全体の約8 割が医療連携体制加算を算定しているものの、「胃ろう・経管 栄養」は約7割、「インシュリン注射」、「痰の吸引」は約6割が 「対応不可」と回答しており、日常的な医療行為に対応できる 体制が必要であることが示されている。 ・こうした調査結果をふまえて、認知症高齢者への対応をより適 切に行うための対応策の一つとして、本県の提案は有効かつ 効果的であると考えており、特区内にこだわらず全国で実施し ても差し支えないものとする。 ・今後、認知症対応型共同生活介護を利用する入居者の身体 的な重度化の進行に伴う対応について、次期介護報酬改定 (平成30年度)を見据えて議論がなされることであるが、介 護給付費分科会の議論を踏まえて再提案を検討したい。	厚生労働省から、本件については次期介護報酬改定(平成30年度)を見据えて介護給 付費分科会において今後議論がなされる旨の見解が示され、自治体は、同分科会にお ける議論を踏まえ迅速な検討を行うこととしているため、一旦協議を終了する。 自治体は、本格的な報酬改定の議論が始まるまでに、自治体が提案する加算の必要 性を示す資料や調査結果を提示できるよう努め、厚生労働省は、自治体に対し、検討の スケジュールや必要とする情報を示すなど、前向きに検討・協議を行うこと。	v
ふじのくに先端 医療総合特区	28105	製品切替え時期に関 する一部変更承認等 における規制緩和	平成27年7月13日薬食審査発0713第1号、 薬食監麻発0713第1号通知「承認事項一部 変更承認後の製品切替え時期設定及びその 記載方法について」における製品切替え時 期設定「変」の適用範囲を医療機器に拡大 すること。	製品切替え時期設定「変」は、一 部承認後申請者が設定する一定 期間、一部承認前の承認内容の製 品の出荷が可能となるものである。 製品の内容の変更や製造所の切替 えなど、一部変更承認申請に該当 する事項は医薬品に限らず、医療 機器においても発生する。医療機器 製造業者には中小企業も多いこと から、円滑な製品の切替えと企業の 負担(ロス)軽減のため、医療機器 にも対象を拡大することを提案す る。	1回目 2回目	厚生労働省	医薬・生活衛 生局医療機 器審査管理 課	医薬品、医療機器等の 品質、有効性及び安全 性の確保に関する法律 第23条の2の5第11 項 承認事項一部変更承認 後の製品切替え時期 設定及びその記載方 法について (平成27年7月13日薬 食審査発0713第1号、 薬食監麻発0713第1 号)	D	-	-	変更前後の製造所を並列して承認書に記載することにより、特 定製品切替え時期を規定しなくても、いずれの製造所の製品も出荷 ができるため、ご提案の対応を行わずとも、現行の制度内で問題に対 処できるものとする。 具体的な対応に悩まれている事業者は、厚生労働省の医療機器審 査管理課に相談いただきたい。	a	医療機器について、製品切替え時期設定の一部変更承認という対 応を提案したのですが、厚生労働省から現行制度で対応可能であ る旨のご教示をいただきました。 今後も地域企業等からの具体的な相談があった時は、農薬事課 とも連絡をとりながら、必要に応じて厚生労働省にもご相談させてい ただきます。	厚生労働省から現行制度で対応可能であるとの見解が示され、自治体は了解してい るため、協議を終了する。 厚生労働省は、今後自治体から個別の事例について相談があった際には適切に応じ られたい。	iii

「国と地方の協議」(平成28年春)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解						指定自治体の回答		内閣府整理			
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施 B:条件を提示して実施 C:代替案の提示 D:現行法令等で対応可能 E:対応しない F:各省が今後検討 Z:指定自治体が検討						【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他		【整理フラグ欄内容】 i:取組を実現するため、法令改正等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii:取組を実現するため、法令改正等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を 認めるための協議を継続するもの iii:現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv:自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v:一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi:国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの			
						担当省庁	担当課	根拠法令等	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、 考え得る代替措置や対応策等を含む)	対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
京都市地域活性化総合特区	28106	働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和	意欲が高い外国人料理人が日本料理の習熟度をより一層高められる環境を整備することにより、本特区の目指す目標の一つである「世界の芸術家、文化人、研究者や職人が自由に集い、学び、はばたく文化自由都市を創造」に取り組み。	外国人料理人が日本料理の習熟度をより一層高められる環境を整備することにより、本特区の目指す目標の一つである「世界の芸術家、文化人、研究者や職人が自由に集い、学び、はばたく文化自由都市を創造」に取り組み。	1回目	法務省	入国管理局	法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件(平成25年内閣府・法務省告示第2号)	A-1	調整中	調整中	本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法第2条の2に基づき在留資格に応じた活動を行うことができるものとされているところ、その特例措置として、特定伝統料理の調理に係る業務に従事する活動を行うことを可能とするため、左記告示において要件を規定しており、その一つとして、修得期間を「2年以内」としているもの。	京都市においては、最長修得期間を「2年」から「5年」へ延長することを提案しているところ、当該期間延長を行うことで、季節ごとの献立やその背景にある日本文化と料理との関わりを更に深く学ぶことが可能となる旨の説明には一定の合理性が認められる。また、取組状況や修得した技能等の評価を、京都市が関与した形で、一定水準以上の外国人料理人のみ3年目以降の在留延長を認める等の提案がなされているところ、引き続き京都市が本制度の運用に適切に関与することを前提として、今後、関係省庁と調整の上、「5年」への延長を認める要件等の検討を進めていくこととする。	a	最も早く期限が到来する外国人料理人の在留期限が来年6月であるため、これに間に合うよう、提案の早期実現に向けて、引き続き調整を進めてまいりたいと考えております。	関係省庁は「5年」への延長を認める方向で調整を進めることとしているため、協議を終了する。 今後、関係省庁は、提案内容の早期実現へ向け、必要に応じて自治体とも調整し、引き続き検討を進めること。	i
					2回目												
					1回目	厚生労働省	職業安定局 派遣・有期労働対策部 外国人雇用対策課	法務省関係総合特別区域法第五十三条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件(平成25年内閣府・法務省告示第2号)	A-1	調整中	調整中	本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法第2条の2に基づき在留資格に応じた活動を行うことができるものとされているところ、その特例措置として、特定伝統料理の調理に係る業務に従事する活動を行うことを可能とするため、左記告示において要件を規定しており、その一つとして、修得期間を「2年以内」としているもの。	最長修得期間を「2年」から「5年」へ延長することにより、季節ごとの献立やその背景にある日本文化と料理との関わりを更に深く学ぶことが可能となり、外国人料理人からもその需要があるといった京都市の説明については、一定の合理性が認められる。 このため、取組状況や修得した技能等の評価に関して、一定水準以上の外国人料理人に対する適切な雇用管理に関して、引き続き京都市が適切に関与することを前提として、「5年」への延長を認める方向で、今後、関係省庁との調整を進める。	a	最も早く期限が到来する外国人料理人の在留期限が来年6月であるため、これに間に合うよう、提案の早期実現に向けて、引き続き調整を進めてまいりたいと考えております。	関係省庁は「5年」への延長を認める方向で調整を進めることとしているため、協議を終了する。 今後、関係省庁は、提案内容の早期実現へ向け、必要に応じて自治体とも調整し、引き続き検討を進めること。	i
					2回目												
					1回目	農林水産省	食料産業局 食文化・市場 開拓課	-	-	-	-	当該提案に関連する規制を所管するのは法務省であるため、対応等について回答することは控えるが、本省としては、京都市の提案は日本食・食文化の海外普及の推進に資するものとする。	a	最も早く期限が到来する外国人料理人の在留期限が来年6月であるため、これに間に合うよう、提案の早期実現に向けて、引き続き調整を進めてまいりたいと考えております。	関係省庁は「5年」への延長を認める方向で調整を進めることとしているため、協議を終了する。 今後、関係省庁は、提案内容の早期実現へ向け、必要に応じて自治体とも調整し、引き続き検討を進めること。	i	
					2回目												